

瀬戸市選挙管理委員会告示第2号

瀬戸市公職選挙管理規程（昭和53年瀬戸市選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

平成22年2月19日

瀬戸市選挙管理委員会

委員長 加藤 唐三郎

第20号様式の3その2備考第2項中「ポスター作成枚数」を「選挙運動のためにポスター掲示場に掲示するポスターの作成枚数」に改める。

第20号様式の4その1備考中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 公費負担の対象となる燃料は、選挙運動用自動車に供給した燃料に限られます。

第20号様式の4その2備考中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 公費負担の対象となるポスターは、選挙運動のためにポスター掲示場に掲示するポスターに限られます。

第20号様式の5その2中

「

燃料供給 年月日

」

を

「

燃料供給 年月日	自動車登 録番号

」

に改め、備考に次のように加える。

5 「自動車登録番号」欄には、燃料を供給した選挙運動用自動車の自動

車登録番号を記載してください。

第20号様式の6備考中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 公費負担の対象となるポスターは、選挙運動のためにポスター掲示場に掲示するポスターに限られます。

「

販売年月日

を

第20号様式の7その1(別紙2の2)中

」

「

販売年月日	自動車登録番号

に改め、備考を次のように改める。

」

備考 1 「自動車登録番号」欄には、燃料の供給をした選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

- 2 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ないほうの額を記載してください。

第20号様式の7その2備考中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 公費負担の対象となるポスターは、選挙運動のためにポスター
掲示場に掲示するポスターに限られます。

第20号様式の9備考第2項中「ビラ作成枚数」を「選挙運動のために
頒布するビラの作成枚数」に改める。

第20号様式の10備考中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項
を加える。

3 公費負担の対象となるビラは、選挙運動のために頒布するビラ
に限られます。

第20号様式の11備考中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、
第2項の次に次の1項を加える。

3 公費負担の対象となるビラは、選挙運動のために頒布するビラ
に限られます。

第20号様式の12その1備考中第3項を第4項とし、第2項の次に次
の1項を加える。

3 公費負担の対象となるビラは、選挙運動のために頒布するビラ
に限られます。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。